

## 加東市立図書館雑誌スポンサー募集要項

加東市立図書館(以下「図書館」という。)では、市の資産を広告媒体として活用する広告事業の1つとして、次のとおり図書館所蔵雑誌のスポンサー(以下「雑誌スポンサー」という。)を募集します。

雑誌スポンサーは広告を掲載しようとする雑誌の購入費用を負担していただきます。

図書館は、提供雑誌の最新号カバー表面に雑誌スポンサー名を、また提供雑誌の最新号カバー裏面に雑誌スポンサーの広告を掲載し、図書館に配架します。

### 1 提供雑誌等

- (1) 提供雑誌は、別紙「雑誌リスト」から選んでください。雑誌の配架を希望する図書館(以下「提供先図書館」という。)は市内3図書館いずれの館でも可能です。
- (2) 同時に複数の提供雑誌及び提供先図書館を選んでいただくことも可能です。
- (3) 雑誌スポンサーに決定された方には、提供雑誌について、広告の掲載が決定した日(以下「決定日」という。)以後に発売される号で準備可能なものから決定日の属する年度の末日までに発売される号までを提供していただきます。

### 2 雑誌カバーに掲載できる広告の仕様

- (1) 別紙「広告の規格等」のとおりとします。  
※申し込みに当たっては、加東市広告掲載要綱を必ずお読みください。
- (2) 広告の作成は雑誌スポンサーに行っていただきます。広告を掲載した提供雑誌の最新号カバーの作成費用は加東市の負担とします。
- (3) 広告の内容を変更しようとするときは、広告案を中央図書館に提出してください。
- (4) 雑誌の配架位置は提供を受けた図書館が決定します。

### 3 募集対象

法人、団体及び個人の事業者を対象とします。

### 4 募集期間

平成31年4月1日から加東市中央図書館で随時受付をします。

### 5 提供雑誌の納品

- (1) 雑誌スポンサーには、上記1(3)に規定する提供雑誌を、図書館の指定する図書納品業者(以下「指定納品業者」という。)から購入し、提供先図書館に納品させるものとします。この場合において、当該雑誌発売日より速やかに、かつ、継続的に図書館に納品される必要から、購入費用は一括前払とします。広告の期間は、原則として1年間(4月1日～翌年3月31日)とし、年度の途中からの場合は、雑誌提供を開始した月から翌年3月31日とします。翌年度も引き続き雑誌スポンサーとなる場合には、

「加東市立図書館雑誌スポンサー制度継続申込書」に教育委員会が必要と認める書類を添付して、中央図書館に提出してください。当該年度当初に、1年間分の購入費用(年間購読料)を、一括前払により指定納品業者に支払っていただきます。ただし、平成31年2月28日時点で1年以上にわたり図書館に雑誌を寄贈している事業者が広告主になる場合は、この限りではありません。

(2) 購入費用は、指定納品業者に直接支払っていただきます。なお、価格変動により過不足が生じた場合は雑誌スポンサーと指定納品業者で年度末に精算してください。

(3) 振込み手数料が発生する場合は、雑誌スポンサーの負担とします。

(4) 提供していただく雑誌が休刊等した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を掲載します。その場合の雑誌購入費用については、雑誌スポンサーと指定納品業者で年度末に精算してください。

## 6 申込方法

雑誌スポンサー申込書に必要事項を記入し、広告案、会社概要等を添付し、郵送又は持参してください。

### 【提出先】

〒673-1431 加東市社123番地

加東市中央図書館 雑誌スポンサー制度担当

※なお、持参による提出の場合、中央図書館開館日(月曜日、祝日、年末年始は休館)午前10時から午後6時の間にお越しください。休館日は月曜日、祝日、年末年始ですが、他2館の開館状況により、変更することがありますのでご注意ください。

## 7 決定方法

広告掲載の内容について審査後、決定します。なお、提供先図書館への同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、申込順で決定します。

## 8 決定後の手続き

(1) 雑誌スポンサーを決定したときは、その可否にかかわらず結果を申込者に通知します。

(2) 雑誌スポンサーに決定した申込者は、教育委員会と覚書により契約を締結していただきます。その後、速やかに中央図書館の雑誌スポンサー担当者と広告内容について協議を行って下さい。

(3) 広告内容について承認を得た後、指定する期日までに広告を作成し、提出してください。

## 9 掲載できない広告

広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なう恐れのないものとし、加東市広告掲載要綱第3条の規定に該当する広告は、雑誌カバーへの広告掲載はできません。

## 10 広告掲載の取消

下記に掲げる場合、雑誌カバーへの広告掲載を取り消すことがあります。

- (1) 指定する期日までに広告を掲載する雑誌の購読料の納付がないとき。
- (2) 広告主が、教育委員会が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告内容が、加東市広告掲載要綱第3号各号に該当することが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が広告の掲載が適切でないと判断したとき。
- (5) 前1～4号のいずれの場合においても、雑誌の年間購読料は返還しません。

#### 1 1 雑誌スポンサーの責務

- (1) 雑誌スポンサーは、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から、掲載された広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担において解決するものとします。

#### 1 2 雑誌の所有権

雑誌スポンサーの提供した雑誌の所有権は、図書館に帰属します。

#### 1 3 その他

この要領に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、教育委員会と雑誌スポンサーにて協議するものとします。

#### 1 4 申込・お問い合わせ先

〒673-1431 加東市社123番地

加東市中央図書館 雑誌スポンサー制度担当

電 話：0795-42-8000

F A X：0795-42-8010

e-mail：[library-tyuo@city.kato.lg.jp](mailto:library-tyuo@city.kato.lg.jp)